

平成27年度
第1回高松市香南地区地域審議会
臨時会 会議録

と き：平成27年8月17日（月）

と ころ：高松市香南コミュニティセンター大ホール



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」

平成27年度
第1回高松市香南地区地域審議会
臨時会 会議録

1 日時

平成27年8月17日(月) 午前10時開会・午前10時38分閉会

2 場所

高松市香南コミュニティセンター 大ホール

3 出席委員 13人

会長	赤松千壽	委員	佐野健藏
副会長	松下桂子	委員	高木民子
委員	石丸英正	委員	富田壽子
委員	井上庄司	委員	中村麗子
委員	井上優	委員	丹生修
委員	植田義信	委員	松本弘範
委員	樽谷征子		

4 欠席委員 2人

委員	小比賀富沙子	委員	三好正博
----	--------	----	------

5 行政関係者

市民政策局長	城下正寿	地域政策課長補佐	
			植田敬二
市民政策局次長地域政策課長事務		地域政策課地域振興係長	
取扱	多田雄治		藤川盛司

都市計画課長 木村重之
都市計画課長補佐
中島佳司

都市計画課景観係長
正本幸生

6 事務局

支所長 石淵孝博
支所長補佐管理係長事務取扱
柏敏城

管理係副主幹 高竹ちずる

7 傍聴者 0人

会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

(1) 協議事項

ア 違反屋外広告物の取り締まり方法の件について

午前10時 開会

会議次第1 開会

○事務局（柏） お待たせをいたしました。

予定の時間がまいりましたので、ただいまから平成27年度第1回高松市香南地区地域審議会臨時会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、小比賀委員さん・三好委員さんにおかれましては諸用のため、欠席されるとの御連絡をいただいております。

また、オブザーバーとして御出席いただいております、辻市議会議員につきましても、諸用のため欠席されるとの御連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、赤松会長より御挨拶を申し上げます。

○赤松会長 あらためまして、おはようございます。

厳しい暑さの中ですが、本年度第1回目の臨時会を招集させていただきましたところ、城下市民政策局長様をはじめ、関係の皆様方におかれましては、日程調整についても深い御理解と御協力をいただき、本日開催できることになりましたことを、まずもってお礼申し上げますとともに、臨時会の開催に至った経緯についても、少し触れさせていただき、さらに御理解と御協力を賜りたく考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

先般6月19日に開催した本年度第1回目の地域審議会は、合併6町の中では、最後の開催でありましたが、審議項目や発言が当初の想定よりも遥かに多くて、時間内に十分な審議ができなかったため、一部の委員の発議により、委員全員の賛同を得て臨時会の開催となったものであります。あの時、発言者は時間の経過を気に向け、予定時間内に発言を終わらせようと、会の進行に協力的なスタンスで、発言内容を大幅に割愛してくれましたが、そのため、残念なことに発言内容やその意図が、全体にはうまく伝わらずに、誤解から混乱を招きましたが、その時、私が地域審議会の会長として、議長として適切な対応を取れずに時間が流れ、然も、その事前に開催された、勉強会には家庭の事情で出席することができなかったため、地域審議会の今後の取り組み方や考え方が、今にして思えば、私が偏った、間違った情報を受け取っていたために、それらの是正、払拭するためにと、不用意にも、次元の低い過去の話を持ち出したために、これまた、関係の皆様には大きな誤解

を与えたのみならず、委員の皆様の名誉をも傷つけてしまったということでありました。私たち地域審議会委員は、合併後の町づくりのために、意見を述べる機会は十分に確保しておきたいものの、この委員会制度の変更内容等の確認のために、報酬云々の言葉こそ使っても、その報酬を第一義的に求めて委員に名前を連ねている者はいないと固く信じております。

時間が足りなかったことをカバーするためとはいえ、私が議案処理の適切性を欠いたために多くの皆様に、御迷惑を掛けたことを深くお詫び申しあげると共に、事態解決に前向きにご協力をいただきましたことに対し、重ねて敬意を表し、開会の御挨拶と致します。

どうも今日はありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○事務局（柏） ありがとうございました。

それでは、これ以後の議事進行につきましては、赤松会長さんをお願いいたしたいと存じます。赤松会長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（赤松会長） それでは、本地域審議会の協議第7条第3項の規定により、「会長は、会議の議長となる」とありますので、これ以後の議事について、議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、本地域審議会協議第7条第4項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（赤松会長） それでは、会議次第2、会議録署名委員の指名に移ります。

会議録への署名委員を指名させていただきますが、本地域審議会の名簿順をお願いいたします。

本日の会議録署名委員には、松本弘範委員さん、松下桂子副会長さんのお二人をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

(1) 協議事項

ア 違反屋外広告物の取り締まり方法の件について

○議長（赤松会長） 次に、会議次第3、議事（1）協議事項に移ります。

ア「違反屋外広告物の取り締まり方法の件について」

地域審議会委員の皆様から、臨時会招集請求書が提出され、本日開催いただいております。この件について、石丸委員から、提案についてのご発言をお願いします。

石丸委員よろしく、どうぞ。

○石丸委員 6月の地域審議会において、私の立場を十分に説明しないまま質疑を始めたために、御不審な御意見をいただいたものですので、質問を十分にしないまま打ち切らしていただきしました。大変失礼いたしました。今回このような臨時会を設けていただきましたことに、会長はじめ、関係者の方々に厚くお礼申しあげます。また、お忙しい中地域審議会委員の皆様、市当局の皆様には、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、あらためて質問をいたします。まず、私の立場を申しあげますと、地域審議会委員への推薦母体は、香南町地区の商工会の代表としてであり、高松南部5町の副会長の立場ですので、その上での発言とさせていただきますことに、御理解ください。

冒頭は個人的な話になりますが、お聞きください。

昨年9月に本日お越しいただいております、高松市都市整備局、都市計画課景観係により当社が所有している屋外看板が、高松市の屋外広告物条例に違反しているため、是正処置をとる旨の指導書が届きました。皆様御存知かどうかわかりませんが、当社より西のファミリーマート空港店とJA香川の店、空の街の間にある、空港に行く交差点にある看板のことです。違反内容は、条例で許可していない。許可基準に適合していない。指導内容は、9月末までに是正計画を提出すること。26年末までに、是正処置を履行することという内容でした。具体的には、交差点から近すぎる、それとまた、鮮やか過ぎるということでした。そこで9月末までに、看板を撤去する旨の是正計画を出しました。この看板は平成24年の1月に、昔から付き合いのある地元看板業者に依頼し設置しましたが、設置場所や表示内容を決めた折、設置する工事中においても、今回通達があった条例違反のことは一切ありませんでした。もし違反があったなら、わざわざ違反を犯してまで、その看板を建てることはありませんでした。よくよく考えると、なぜ当社が数十万の経費を掛けてまで、この看板を撤去しなければならないのか、なぜこのようなことになったのか、その後、その業者にクレームを申しあげたり、他の違反看板の動向を見させていただく中、多くの対象者がおられることがわかりました。冒頭にも申しあげましたが、この対象者の多くは商工会議所、あるいは商工会の事業者で、私個人だけの問題でないため、今回質問をさせていただいたわけですが、そこで質問ですが、質問内容については先にお渡ししておりますので、その内容を順次お話ししたいと思っておりますけれども、空港通りの違反広

告物の数は。次に、高松市全域での違反広告物数は。次に違反広告物設置者への連絡及び処理の方法は。また、その結果は。次に、違反広告物施工業者への連絡及びその処理方法は。また、その結果は。設置者及び施工業者へ今後どのように指導するのか。すべて完了する見通しは。次に市の条例が施行した背景は。次に、その折の業者への指導状況。次に、今回の問題はどこにあるのか。また今後この問題の解決をどのように考えているのか。という9つの御質問を提出していますので、順次答弁いただきたいと思っております。以上です。

○議長(赤松会長) はい、それではそれぞれお答えいたします。都市計画課、お願いいたします。

○木村都市計画課長 あらためまして、おはようございます。都市計画課の木村でございます。よろしく申し上げます。では、事前にいただいております質問に対して、答弁させていただきます。

まず1番目の空港通りの違反広告物の数ということですが、本市は平成26年度から是正指導を行っており、景観形成重点地区ということで、景観形成重点地区と申しますのは、栗林公園の周辺、それから都市軸といたしまして、国道11号と193号等の沿道でございます。この区域の一般広告物を対象に実施しております。是正指導の件数といたしましては、101件の広告主に対し是正指導の文書を送付いたしました。ご質問の中にあります、空港通りの違反広告物の数ということですが、都市軸沿道の景観形成重点地区内の違反広告物は、58件でございます。

次の高松市全域での違反広告物数というご質問でございますが、条例改正に先立ちまして、平成22年度に広告物の実態調査を行っております。

市内全域の違反広告物の件数は2,880件、これは条例改正する前ですけれども、その実態調査により把握した広告物が条例改正によって不適格となる広告物は約940件ありました。

次に、3番目でございますが、違反広告物設置者への連絡及び処理の方法、または、その結果ですが、屋外広告物の条例の施行が、平成26年4月1日からであります。現在のところ、一番目の御質問で説明いたしました、景観形成重点地区のうち、栗林公園周辺と都市軸沿道での対応でございますが、まず広告主様に対して、是正指導文書を郵送し、是正計画書の提出を求めています。その計画書に基づき必要な措置を実施していただいております。是正計画書の提出がないなどの広告主様に対しましては、氏名公表など、厳正な対応を予定しております。昨年度の是正指導による結果といたしましては、是正に向けた

協議を実施している件数を含めると、90%近くの広告主の方に、是正に向けた取り組みに着手していただいております。

次は違反広告物設置業者への連絡及びその処理方法、またその結果でございます。設置業者は、広告主から提出された、是正計画書によりまして、初めて判明するものです。広告板を見る限りどこが施工したというのは表示されていないので、広告主様からの計画書によってはじめて判明いたします。施工業者に対しては、広告主同様には是正指導文書を郵送し、誓約書の提出を求めています。誓約書の提出後、繰り返し違反行為を行った場合には氏名公表など、厳正な対応を実施いたします。現在、是正指導を行った全ての施工業者から、誓約書が提出されております。

次に設置者及び業者へ今後どのように指導するのか。また、すべて完了する見通しはということでございます。今後は、調査範囲を徐々に広げていきまして、同様な是正指導を実施することと予定しております。条例改正によります経過措置期間である平成36年3月末までの完了を目途に努めております。次に市の条例が施行した背景でございますが、本市は平成11年の中核市移行に伴い、香川県が実施しておりました屋外広告物の許認可事務を中核市であります高松市が実施することとなり、それに合わせて高松市屋外広告物条例を制定しました。その後、平成21年12月に、良好な景観の保全・形成・創出、それから環境美化の推進などを総合的かつ計画的に推進する基本条例となる、高松市美しいまちづくり条例を制定しまして、23年3月には高松市美しいまちづくり基本計画を策定いたしました。そのうち、景観形成に大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制・誘導を見直すことといたしまして、規制対象区域の市域全体への拡大、それから色彩基準の導入などを柱とします条例改正を行い、26年4月からこの改正した屋外広告物条例を施行しております。

次に、その際の業者への指導状況でございます。条例改正の内容につきまして、周知するため、説明会を開催しております。その際、高松市屋外広告業登録業者様に案内し、周知に努めております。また、屋外広告業の登録の更新手続きを行う際にも条例改正の周知を実施しております。さらに、屋外広告物の業に従事する方を対象に、香川県と高松市が隔年で屋外広告物講習会を年2回開催しております。その中でも条例の内容について周知しております。今年度直近では、7月に開催いたしまして約100人の受講者の参加があったという状況でございます。次に今回の問題はどこにあるかということですが、条例改正を26年4月から施行しておりますが、この内容の周知に十分に努めていく

必要があるというのは十分感じております。ただ、あくまで法令上でございますが、広告主さんと施工者に対して管理義務が規定されておりますが、委員さんご指摘の通り、私のほうも道義的、一義的には施工者さんが条例内容を熟知していれば、それを依頼されて設置しますので、違反広告物は無くなるものと考えております。是正指導を施工業者より先に広告主に行っておりますが、それにつきましては、広告主に聞き取りというか、計画書を出してもらわなければ施工業者が分からないということがありました事から、広告の施工業者への十分な周知も必要なのですけれども、そういう状況があつてまず広告主さんに是正指導を行ったと、そこは御理解いただきたいと思ひます。

最後に、今後この問題解決をどのように考えているのかということでございますが、そもそも美しいまちづくりの条例を作った時には、市民の方・事業者の方・行政が一体となつて取り組むことが必要不可欠ということ想定して作っております。その為、今回の問題解決にあつては、更なる周知啓発、特に御指摘がありましたように、依頼を受けて行ふ施工業者さんについての指導について、その指導が重要でありますことから、施工業者に対しての周知啓発が非常に重要と考えております。以上でございます。

○議長(赤松会長) はい、ありがとうございました。石丸委員再質問はありますか。はいどうぞ。

○石丸委員 なかなか地域審議会委員の方々が、いろんな条例の変更とか、多々に亘るどれが違反で、どれが正しいのかわかりにくい説明であつたんですが、空港通りの和幸さんの交差点、百十四さんの交差点を想像していただいたらわかるのですけれども、香南町内の企業の看板とか、香川町地元の病院とかいろいろな看板がいろんなところに建っているわけなのですけれども、その中で、これは登録しているからオッケーだとか、これは違反だとか、いろいろ種類があるわけなので、しかしながら今回条例の変更によって十年間の猶予期間があつて、撤去しなければいけないとか、撤去しなくていいとか。煩雑な看板がいろいろあるわけなのですけれども、結果、依頼した広告主は、基本的に条例を全く知らずに業者さんに依頼するわけなのです。依頼して基本的にその広告の効果を狙うわけですが、しかしながら、今回その業者さんの種類によって、違法である連絡が来たり、違法でない連絡が来たり、猶予期間で十年後までに変更してくださいというふうな連絡が来たり、広告主さんは別段、何にも知らずに連絡が来た。撤去しなければならない。違法であるというのを周知された。そこに一つ問題があるわけなのですけれども、先程、説明の中で今後施工業者、看板を建てる業者さんに十分に周知・理解していただく。本来ならそちらの

方に重い罪があるわけなのですけれども、その辺に十分に理解していただく、指導していただく、そのような立場をとっていただいて欲しいと強く要望いたします。

多くの違反看板とか、猶予期間で免れた看板を所持している事業者は、経費を掛けて、移動または撤去しなければならない。猶予期間が近づくときにも、違反看板ですから、撤去しなければならないということになります。広告主は、費用対効果からいうと全く無駄な経費なのです。違反とは知らずに建てた看板、それとか条例の変更で対象になった看板、それとか十分な認識がなかった施行业者など、すべて商工会関係の事業者なのです。この弱者の経費をできるだけ掛けない方法を探ってやっていただきたいと思います。

最後に、特に申しあげたいのは、違法な看板は今回是正される方向で進んでいますけれども、メインの交差点、幹線道路、例えば先程の和幸の前の交差点。ある国会議員さんのポスター。景観を重視する高松市政なら、これらも対象にすべきであり、あまりにもいやらしい現象です。野党の政権が代わる前の決められた場所のみに、掲示するという方向に戻しては如何でしょうか。これを許して、善良なる納税者から枠に入れるのは、ちょっと納得がいきません。どうぞこのあたりも要望いたします。以上です。

○議長(赤松会長) 質問はもう終わりですか。お答えいただけますか。

○木村都市計画課長 要望につきましては、一番最後のご質問のお答えの中で、今後この問題の解決をどう考えているのかということの、繰り返しになりますけれども、委員さんおっしゃるとおり、法令的には施工主さんと設置業者、両方とも管理責任ありますが、一義的にはと広告主が依頼するときに、条例の中身を知ってするケースは、確かにないと思います。そうすると施行业者さんが十分把握しておけば、敢えて違反広告を出すという施工業者さんはいないと思います。知ってするなら、民民の話で補償問題になってくる話だと思います。問題がそこにあるということは十分に認識いたしております。そのあたりの周知というのは、今、私どもも考えております。業者の指導につきましては、条例改正の時にも打てる手というか、私どもが考える手は一通り打っていますが、それで十分とは思っておりません。これからも業者への指導は継続してやっていきたいと思っております。市民の方にも広告物にはルールがありますよ、ということについて認識していただくためにも、6月30日の四国新聞に、これもすこし英断がいったのですけれども、相当お金掛けて、市民の方にも業者の方にも分かるように、新聞広告の第1面の一番下に、目立つような広告を掲載させていただいております。そもそも美しい町づくりは市民の方も、業者の方も一体となって進めていこうということから、そういう雰囲気づくりというか、経過措

置10年ありますけれども、時間がかかる話だと思います。時間を掛けてやっていこうという風に考えております。業者の指導は時間を掛けてというわけにはいきませんので、何らかの方策を次々打っていかねばという風に考えております。業者の指導にあたって、例えば、市の方では出前講座という形もありますので、業者さんが何人か集まってということで依頼を受ければ、そこへ出向いて行って説明をしているケースもあります。

そういう形で、今後考えられる方法で進めていきたいと思っております。それと当然業者さんを指導しても、既存不適格については、10年の経過措置がありますけれども、今後直していかねばという形になりますので、そのあたりについては、どういう形でしたら一番経費が少なく済むか、なかなか行政の方からこうしたら通りますよという言い方はできないのですが、そのあたりは直接いろいろなケースを言っていて、現在でも相談には個別に応じて行っております。ただ件数が結構多いので、こちらが直接ピックアップするのはできないので、協議に来られてここをこうしたいんだというのを相談していただければ、今でも十分相談に応じている状況でございます。

冒頭に言いましたけれど、この条例が非常に複雑でございます。違反広告物というものもあるし、既存不適格広告物というものもある。違反広告物というのは、条例の改正前から許可を取ってなくて、形とか色とかが合っていないものもあります。違反広告物の中でも書類を出せばオッケーになるものがあります。基準に合ってる大きさとかがあります。もう一つは既存不適格とは、条例改正するまでは基準に合っていた。条例の規制基準が厳しくなったがために、そこから合わなくなった。これが、既存不適格といいます。建築物にも既存不適格というのがあります。建築基準法の改正があります。看板によって、これはどれかなというのは、私どももぱっと見て、わかりませんから1件1件審査していかなければならない状況でありますので、説明の中で言いませんでしたけれども、そういう複雑な仕組みになっています。

最後の要望の中で国会議員のポスター、これも景観形成するうえでは、非常に個人的にも目につくものと認識しております。私も直接事務所に行って除けていただいたのもありますけれども、その時よく調べて行かなければならないのは公職選挙法という大きな法律があって、その中で保護されているものもあります。逆な見方をしたら、選挙は国の大事なもので、そのポスターの何がいけないのかというところもありますので、そこも十分調査してから、公職選挙法での適用があるかないか、対応も調査してから、いけないものについては事務所の方に指導に過去にも行ってますので、これからも継続してやっていく

いという風に考えております。以上です。

○議長(赤松会長) はい、ありがとうございました。関連してないですか。

他の皆様方で、この件に関してご質問等ございませんか。臨時会、招集させていただきましたが、臨時会というものがどういうものであるか。私自身が、勉強させられたところがございます。この件以外のことだったらすこし聞いてみようかというのがおありかと思えますけれども、これは次の勉強会の機会にお願いしたいと思えます。

臨時会を今日したのは、第一義的には冒頭に御挨拶で申しあげましたように、本会議で時間切れでどうしてもできなかった部分を、議事録の関係で補正するために、やむなく招集させていただいたようなところもございます。なお、勉強もできました。市当局の皆さんには大変ご苦勞をかけ、本当に申し訳ないことだと思います。ありがとうございました。

以上で、本日の会議日程はすべて終了いたしました。皆様方にはお忙しい中、御協議を賜り、また円滑な進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして、「平成27年度 第1回高松市香南地区地域審議会臨時会」を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前10時38分 閉会

会議録署名委員

委員 松本 弘範

委員 松下 程子



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」